

仕様書

1 業務名

南保健センター機械警備業務

2 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

3 対象施設の概要

(1) 所在地

札幌市南区真駒内幸町 1 丁目 3 番 2 号

(2) 竣工年月日

昭和 43 年（1968 年）11 月 6 日

(3) 規模

地上 3 階、地下 1 階

(4) 面積

庁舎 1,422.25 m²、車庫 150.00 m²

(5) 施設利用者数

職員数 約 50 名、1 日あたりの平均来庁者数 約 100 名

4 業務実施方法

機械警備

5 業務内容

(1) 機械警備システムによる、南保健センターの機械警備

(2) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者が協議のうえ決定し、文書確認された事項

6 警備開始と解除

警備の開始は、委託者の最終退庁者が防火、防犯等に必要な処置を行い、機械警備開始信号を受託者に送信してからとする。

また、警備の解除は、委託者の最初入庁者が機械警備解除信号を受託者に送信してからとする。ただし、委託者より別途指示がある場合はその指示に従うものとする。

7 警備員の具備条件

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）」第 6 編 1.1.2 (1) に基づくものとする。

なお、業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意すること。

8 警備機器等の設置

(1) 受託者は、施設内に自動警備機器を設置するとともに、警備時間中に当該警備機器により感知される異常の有無を、警備本部において確認することができる機器を設置すること。なお、警備機器は新品の設置を原則とする。

(2) 1 階部分及び車庫について、すべての侵入口となると想定される箇所に、委託者の了解を得たうえで警備機器を設置すること。

- (3) 2階、3階部分については、必要な箇所に前記(1)と同様の警備機器を設置すること。また、2階の建物内の各部屋の出入り、3階の建物内の執務室内の動き、金庫に対する警備機器を設置すること。
- (4) 警備機器は備え付けの火災報知器に連動させること。
- (5) 固定電話回線が切断された場合においても、警備本部で正常に監視できる体制が取れる機器を設置すること。
- (6) 警備機器は施設内の職員通用口外扉に備え付けの電気錠に連動させること。なお、電気錠は通電時解錠型 24V 仕様（通用口電気錠ストライク）であるため、24V に対応する制御装置をつけること。
また、同電気錠は停電時に外部から解錠できない（通電時にのみ解錠できる）ため、解錠に必要な電源のバックアップ装置を 1 時間以上有する機器を設置すること。
- (7) 契約終了又は中途解約時には受託者が撤去すること。また、受託者は、本契約終了時に、次の受託者が本業務の引継ぎなどを求めた場合は、その受託者に対して、迅速かつ円滑な情報提供等を行うこと。
- (8) 設置、維持並びに撤去に要する一切の経費は、受託者が負担すること。
また、委託者が必要と考える数量の機械警備用の鍵を貸与すること。
- (9) 設置、修繕又は撤去等に係る工事により施設に損害を与えた場合は、一切の責任を受託者が負うとともに、早急に復旧させること。

9 警備機器の保守管理

常に異常を感知できるよう適宜保守点検を行うものとし、これに要する一切の経費は受託者が負担すること。

また、保守点検を実施した場合は、下記 15 に掲げる点検報告書に記載すること。

10 鍵の保管

本業務の目的のために委託者が受託者に貸出した委託者の鍵は、受託者の責任のもとに保管すること。

11 緊急事態発生時の処置

異常信号受信後など、緊急事態が発生したことを知ったときは、機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(北海道公安規則)第2条に基づき、25 分以内に警備員を南保健センターへ急行させ、施設の外部及び内部の点検により異常事態の確認を行い、必要な処置を講ずること。

また、受託者は必要に応じ警察や消防署等関係先への通報や委託者への連絡を行うほか、下記 15 に掲げる点検報告書に記載すること。

12 安全の確保

業務の実施にあたっては、業務従事者の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

13 事故処理等

受託者は、業務上事故が生じた場合又は第三者に損害を与えた場合には適切な処置を行うとともに、速やかに委託者に状況を報告すること。

14 警備計画書の提出（様式任意）

受託者は、機械警備業務の実施にあたり警備計画書を作成し、委託者に提出すること。なお、設置する警備機器について、機器明細及び配置平面図を添付すること。

15 点検報告書の提出（様式任意）

受託者は、警備機器の保守点検や緊急事態発生時の処置を実施した場合は、状況及び処理事項等を記録した点検報告書を、実施日の翌営業日までに委託者に提出すること。

また、毎月の警備状況等を記録した点検報告書を、下記 16 に掲げる完了届に添付して提出すること。

16 完了届の提出

受託者は、一月ごとの業務を完了後、完了届を毎月速やかに委託者に提出すること。

17 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合は再生紙を使用し、複数ページにわたる場合は原則として両面印刷とすること。また、両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

18 機密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密について、契約期間中のみならず、契約期間満了後にあっても、他人に漏らしてはならない。また、警備員等の業務従事者についても同様とし、受託者は、業務従事者に対する指導・監督等の必要な措置を講じなければならない。業務従事者が秘密を他人に漏らした場合の責任を負う。

19 その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者が協議のうえで決定する。